



浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料
(コメントに対する回答について)

2022年3月15日

中部電力株式会社

【コメントNo.17】

別紙 1「組織改定前後の職務移管に関する資料」について以下の観点で追加説明すること。

- ・原子力安全 G 長が所管する「保安規定に関する業務」の詳細
- ・保守管理課長の職務の記載理由
- ・保守管理課長と改良工事 G 長が所管する大型改良工事に関する業務の分掌
- ・第 5 条に規定している職務と各条に規定している職務の関係

【コメントNo.18】

施設保安課長の職務に記載されている「保全作業」について説明すること。

【回答】

別紙 1（組織改定前後の職務移管についての説明資料） 参照。

【コメントNo.19】

第5条に規定している職務のうち、「〇〇課長の所管する業務を除く。」と規定しているものについて、職務の網羅性がわかりにくいため、具体的に説明すること。

【コメントNo.20】

設備保全課長が所管する設備について説明すること。

【回答】

別紙1別添 運転管理および施設管理の業務分掌 参照。

【コメントNo.9】

保安規定第106条（施設管理）の担当部署を具体的に示すこと。

【回答】

別紙2（保安規定第106条（施設管理）の担当部署整理表）参照。

【コメントNo.10】

施設保安課長の職務として、保安規定第106条の3（作業管理）との関係性について説明すること。

【回答】

保安規定第106条の3（作業管理）については、施設保安課長の職務として

- （1）他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止
 - （2）供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止
 - （4）作業工程の管理
- が該当します。

施設保安課長の職務「原子炉施設の保全作業における発電の運営及び工程管理に関する業務」のうち、原子炉施設の保全作業における発電の運営は、具体的には作業における安全措置（隔離：弁開閉、電源切、信号ロックなど）の検討、実施・解除をしています。この安全措置の検討、実施・解除が『（1）他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止、（2）供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止』に該当します。

工程管理に関しては、個々の作業工程の管理は個々の作業を所掌する課が担っていますが、施設保安課長は個々の作業が、待機状態にある他の系統や機器に影響を与えないよう工程調整を行うなど、号炉毎の全体工程の管理を担っています。そのため、『（4）作業工程の管理』が該当します。

【コメントNo.21】

「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設」とは具体的に何か。また、減容機で圧縮減容する主語を廃棄物管理課長のままとしていることについて説明すること。

【回答】

「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設」とは、放射性固体廃棄物を減容処理するための可燃性雑固体廃棄物焼却炉・可燃性固体廃棄物焼却炉(以下、「焼却炉」。) 、雑固体廃棄物熔融炉(以下、「熔融炉」) 、固化装置およびサイトバンカです。

圧縮減容する場合に使用する減容機は、共用施設として1号機に設置しています。

廃棄物管理課長が実施していた、焼却炉、熔融炉、固化装置による減容処理およびサイトバンカに関する運転操作は、火災などへのリスク対応も含めた施設の運転に関する業務として、交替勤務（24時間体制）で行う発電指令課長の職務として定めます。

一方、圧縮機を使用した減容処理は、不燃性固体廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫へ保管する場合に廃棄物の嵩を減少させる放射性固体廃棄物の管理業務として、引き続き廃棄物管理課長の職務として定めます。

【コメントNo.22】

第1編第117条の表117-1、2、3において、「廃棄物管理課副長」および「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に係わる者」を削除したことについて説明すること。

【回答】

廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転は、廃棄物管理課長の下で、「廃棄物管理課副長」が当直体制で行っていましたが、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する職務を「廃棄物管理課副長」から同じく当直体制を組んでいる「発電指令課長」に移管することとしたため「廃棄物管理課副長」職を廃止します。

従来、放射性液体廃棄物処理設備の運転業務と放射性固体廃棄物処理設備の運転業務を2つの部署で実施していましたが今回発電指令課長に集約しました。そのため、放射性固体廃棄物処理設備の運転を行っている「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に係わる者」について、放射性液体廃棄物処理設備の業務を行っている「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」と統合し、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」とします。

【コメントNo.23】

機械保修課長および電気保修課長の職務（設備の保全の実施及び保全の結果の確認・評価に関する業務）について、「施設管理」を使わず、「保全」を用いて表現していることが適切であることについて説明すること。

【回答】

施設管理のうち現場作業を端的に表現するため、原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9）「M C - 1 2 保全の実施」の言葉を用いています。また、確認・評価に関する業務については保全の実施という言葉の踏まえて「保全」を用いています。これらの表現は現在、下位文書である施設管理指針でも使用しています。



中部電力

組織改定前後の職務移管に関する説明資料

(組織改定前)

安全品質保証部

安全品質保証部長 (廃止)

【第1編および第2編】

○品質保証グループ長、原子力安全グループ長及び検査管理課長の所管する業務を統括

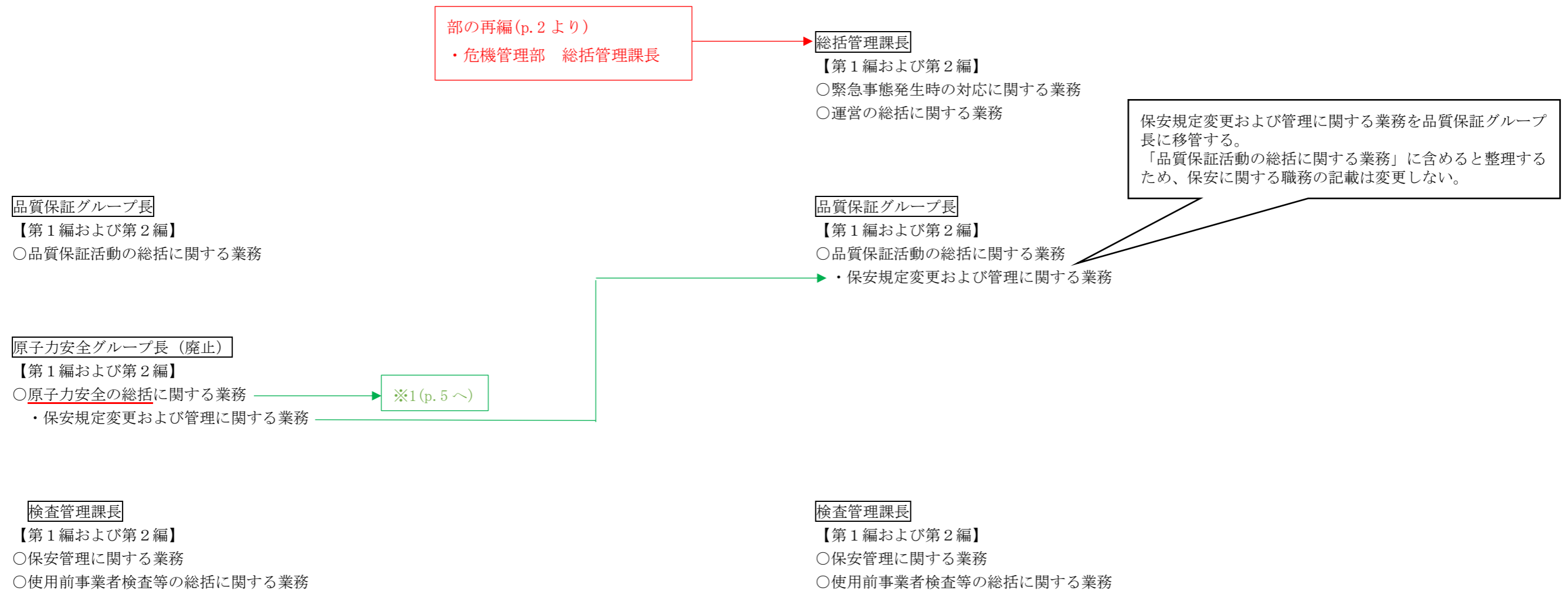
(組織改定後)

総括・品質保証部

総括・品質保証部長 (新設)

【第1編および第2編】

○総括管理課長、品質保証グループ長及び検査管理課長の所管する業務を統括



(組織改定前)

危機管理部

危機管理部長 (廃止)

【第1編および第2編】

○総括管理課長, 防災課長及び核物質防護課長の所管する業務を統括

総括管理課長

【第1編および第2編】

- 緊急事態発生時の対応に関する業務
- 運営の総括に関する業務

防災課長

【第1編および第2編】

- 原子力防災対策に関する業務
- 防火管理に関する業務

核物質防護課長

【第1編および第2編】

- 周辺監視区域の管理に関する業務
 - 管理区域への立入許可に関する業務
- 【第1編のみ】
- 保全区域の管理に関する業務

(組織改定後)

運営基盤部

運営基盤部長 (新設)

【第1編および第2編】

○防災課長, 核物質防護課長, 放射線管理課長及びデジタル技術課長の所管する業務を統括

防災課長

【第1編および第2編】

- 原子力防災対策に関する業務
- 防火管理に関する業務

核物質防護課長

【第1編および第2編】

- 周辺監視区域の管理に関する業務
 - 管理区域への立入許可に関する業務
- 【第1編のみ】
- 保全区域の管理に関する業務

部の再編(p.1へ)

・総括・品質保証部 総括管理課長

部の再編(p.6より)

・プラント運営部 放射線管理課長

部の再編(p.6より)

・プラント運営部 システム管理グループ長

「システム管理グループ長」から名称変更する。

放射線管理課長

【第1編および第2編】

○放射線管理 (管理区域への立入許可に関する業務を除く。)に関する業務

デジタル技術課長 (名称変更)

【第1編】

○原子炉施設の計算機システムの施設管理 (電気保守課長が所管する業務を除く。)に関する業務

【第2編】

○原子炉施設の計算機システムの施設管理に関する業務

モニタリングポスト等の設備管理を電気保守課長に移管する。業務移管後も放射線管理課長が「放射線管理に関する業務」を行うことに変更はないことから、保安に関する職務の記載は変更しない。

括弧内の記載を「設備保全課長及び計測課長が所管する業務を除く。」から「電気保守課長が所管する業務を除く。」に変更するが、保安に関する職務の変更はない。

(組織改定前)

発電部

発電部長

【第1編および第2編】

○運転管理課長，定検保安課長及び発電指令課長の所管する業務を統括

運転管理課長

【第1編】

○原子炉施設の運転の総括（定検保安課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。）に関する業務

- ・原子炉施設の定検以外の作業における発電の運営に関する業務

「施設保安課長」に名称変更する。

定検保安課長（名称変更）

【第1編】

○原子炉施設の定検作業における発電の運営及び工程管理に関する業務

- ・原子炉施設の保全作業における工程管理に関する業務
- ・燃料取替の業務に関わる者に対する保安教育（第1編：第118条）

部の再編(p.9より)

- ・廃止措置部 廃棄物管理課長

廃棄物管理課長の所管する業務の統括を廃止措置部長から移管する。

※19(p.9より)

※20(p.9より)

※5(p.5より)

※6(p.5より)

(組織改定後)

発電部

発電部長

【第1編および第2編】

○運転管理課長，施設保安課長，廃棄物管理課長及び発電指令課長の所管する業務を統括

- ・廃棄物管理課長の所管する業務の統括に関する業務（第1編：第17条、第75条、第120条）

廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務を廃棄物管理課長から移管する。
【第1編】では廃棄物管理課長は原子炉施設の運転の総括に関する業務を所管しないため、その旨の記載を削除する。
また、原子炉施設の定検以外の作業における発電の運営に関する業務を施設保安課長に移管するが、移管後も運転管理課長が「原子炉施設の運転の総括（施設保安課長が所管する業務を除く。）」を行うことに変更はない。

運転管理課長

【第1編】

○原子炉施設の運転の総括（施設保安課長が所管する業務を除く。）に関する業務

- ・原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務（第1編：第14条）
- ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者に対する保安教育（第1編：第118条）

○化学管理に関する業務

- ・水質管理（第1編：第18条）
- ・ほう酸水濃度確認（第1編：第24条）
- ・原子炉冷却材中のよう素131濃度確認（第1編：第33条）

【第2編】

○原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転の総括に関する業務

- ・原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務（第2編：第43条）
- ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者に対する保安教育（第2編：第74条）

○化学管理に関する業務

施設保安課長（名称変更）

【第1編】

○原子炉施設の保全作業における発電の運営及び工程管理に関する業務

- ・燃料取替の業務に関わる者に対する保安教育（第1編：第118条）

廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務を廃棄物管理課長から移管する。
【第2編】では廃棄物管理課長が所管していた業務について総括を行う旨を記載する。

廃棄物管理課長

【第1編および第2編】

○放射性固体廃棄物の管理に関する業務

○放射性液体廃棄物の管理に関する業務

- ・放射性液体廃棄物の管理（第1編：第87条／第2編：第42条）
- ・放出管理用計測器のうち、波高分析装置等の管理（第1編：第89条／第2編：第44条）
- ・放射線計測器類のうち、波高分析装置の管理（第1編：第100条／第2編：第55条）

○放射性気体廃棄物の管理に関する業務

- ・放射性気体廃棄物の管理（第1編：第88条／第2編：第43条）
- ・放出管理用計測器のうち、波高分析装置等の管理（第1編：第89条／第2編：第44条）
- ・放射線計測器類のうち、波高分析装置の管理（第1編：第100条／第2編：第55条）

運転管理課長から、「原子炉施設の定検以外の作業における発電の運営に関する業務」を移管する。この対象範囲の拡大に伴い、「定検作業」から「保全作業」に記載を変更する。なお、「保全作業」とは、主に機械保修課長、電気保修課長が保全の実施で行う作業などをいう。

(組織改定前)

発電指令課長

【第1編】

○原子炉施設の運転に関する当直業務（廃棄物管理課長が所管する業務を除く。）

(組織改定後)

発電指令課長

【第1編】

○原子炉施設の運転に関する当直業務

- ・原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する当直業務（第1編：第12条の2、第13条、第17条、第75条、第86条、第88条、第98条）
- ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者に対する保安教育（第1編：第117条）

【第2編】

○原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する当直業務

- ・原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する当直業務（第2編：第40条、第43条）
- ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者に対する保安教育（第2編：第73条）

※21(p.9より)

廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務を廃棄物管理課長から移管する。
それに伴い、【第1編】では、運転に関する当直業務から廃棄物管理課長が所管する業務を除く旨の記載を削除する。

廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務を廃棄物管理課長から移管する。
【第2編】では廃棄物管理課長が所管していた業務の当直業務を行う旨を記載する。

(組織改定前)

プラント運営部

プラント運営部長 (廃止)

【第1編および第2編】

- プラント管理課長, 原子燃料課長, 放射線管理課長及びシステム管理グループ長の所管する業務を統括
 - ・原子燃料課長の所管する業務の統括に関する業務 (第1編: 第85条)

プラント管理課長 (廃止)

【第1編および第2編】

○プラント技術の総括に関する業務

- ・安全機能を有する系統の機能確認 (第1編: 第22条、第24条、第39条、第39条の2、第41条、第43条、第47条、第50条、第51条、第56条)
- ・計測制御設備の論理回路機能確認 (第1編: 第27条、第27条の2)
- ・中央制御室外原子炉停止装置計装の制御回路切替試験 (第1編: 第27条、第27条の2)
- ・計測制御設備のチャンネル校正 (第1編: 第27条、第27条の2)
- ・RPV非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値の設定に係る業務 (第1編: 第37条)
- ・よう素用フィルタの総合除去効率確認 (第1編: 第51条、第56条)

○化学管理に関する業務

- ・水質管理 (第1編: 第18条)
- ・ほう酸水濃度確認 (第1編: 第24条)
- ・原子炉冷却材中のよう素131濃度確認 (第1編: 第33条)

○放射性液体廃棄物の管理に関する業務

- ・放射性液体廃棄物の管理 (第1編: 第87条/第2編: 第42条)
- ・放出管理用計測器のうち、波高分析装置等の管理 (第1編: 第89条/第2編: 第44条)
- ・放射線計測器類のうち、波高分析装置の管理 (第1編: 第100条/第2編: 第55条)
- ・放出管理用計測器のうち、モニタ類の管理 (第1編: 第89条)

○放射性気体廃棄物の管理に関する業務

- ・放射性気体廃棄物の管理 (第1編: 第88条/第2編: 第43条)
- ・放出管理用計測器のうち、波高分析装置等の管理 (第1編: 第89条/第2編: 第44条)
- ・放射線計測器類のうち、波高分析装置の管理 (第1編: 第100条/第2編: 第55条)
- ・放出管理用計測器のうち、モニタ類の管理 (第1編: 第89条)

(組織改定後)

エンジニアリング部

エンジニアリング部長 (新設)

【第1編および第2編】

- 安全・系統管理課長, 共通設計課長, 設計調達課長及び原子燃料課長の所管する業務を統括
 - ・原子燃料課長の所管する業務の統括に関する業務 (第1編: 第85条)

安全・系統管理課長 (新設)

【第1編および第2編】

○原子力安全管理の総括に関する業務

○プラント技術の総括に関する業務

- ・安全機能を有する系統の機能確認 (第1編: 第22条、第24条、第39条、第39条の2、第41条、第43条、第47条、第50条、第51条、第56条)
- ・中央制御室外原子炉停止装置計装の制御回路切替試験 (第1編: 第27条、第27条の2)
- ・計測制御設備の論理回路機能確認 (第1編: 第27条、第27条の2)

- ・原子炉関係機械設備の機能確認 (第1編: 第30条、第44条)

- ・設備の模擬信号による動作確認 (第1編: 第39条、第39条の2、第42条、第43条、第52条、第53条、第59条)
- ・直流電源の機能確認 (第1編: 第62条)

原子力安全の総括に関する業務を原子力安全グループ長から移管する。また、発電所における原子力安全管理の総括に関する業務を分掌するため、「原子力安全」から「原子力安全管理」に表現を変更する。

※1(p.1より)

※2(p.7~)

※3(p.6~)

※4(p.7~)

※15(p.8より)

※13(p.7より)

※16(p.8より)

※5(p.3~)

※6(p.3~)

※7(p.8~)

※9(p.7より)

【第1編】

- 原子炉施設の施設管理の総括 (保守管理課長が所管する業務を除く。)に関する業務

(組織改定前)

放射線管理課長

【第1編および第2編】

- 放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務
- ・放射線計測器類のうち、モニタリングポスト等の設備管理に関する業務（第1編第100条/第2編第55条）

部の再編(p.2へ)

- ・運営基盤部 放射線管理課長

※8(p.8へ)

「デジタル技術課長」に名称変更する。
保安に関する職務の変更はない。

システム管理グループ長 (名称変更)

【第1編】

- 原子炉施設の計算機システムの施設管理（設備保全課長及び計測課長が所管する業務を除く。）に関する業務

【第2編】

- 原子炉施設の計算機システムの施設管理に関する業務

部の再編(p.2へ)

- ・運営基盤部 デジタル技術課長

(組織改定後)

共通設計課長 (新設)

【第1編】

- 火災、溢水、自然現象に関する防護設計に関する業務
- 高経年化技術評価の総括に関する業務

- ・RPV非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値の設定に係る業務（第1編：第37条）

設計調達課長 (新設)

【第1編】

- 原子炉施設の設計管理及び調達管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）

原子燃料課長

【第1編】

- 燃料管理に関する業務
- 炉心管理に関する業務

【第2編】

- 放射性固体廃棄物の運搬に関する業務

原子燃料課長

【第1編】

- 燃料管理に関する業務
- 炉心管理に関する業務

【第2編】

- 放射性固体廃棄物の運搬に関する業務

(組織改定前)

保守部

保守部長

【第1編および第2編】

- 保守管理課長，設備保全課長，改良工事グループ長，原子炉課長，タービン課長，電気課長及び計測課長の所管する業務を統括

保守管理課長 (廃止)

【第1編】

- 原子炉施設の施設管理の総括（設備保全課長が所管する業務を除く。）に関する業務
 - ・大型改良工事（新規制基準適合性に係る設備以外）の火災、溢水、自然現象に関する防護設計に関する業務
 - ・大型改良工事（新規制基準適合性に係る設備以外）の設計管理及び調達管理に関する業務

設備保全課長 (廃止)

【第1編】

- 原子炉施設の保全の総括に関する業務
 - ・高経年化技術評価の総括に関する業務
- 原子炉施設の施設管理（原子炉課長、タービン課長、電気課長、計測課長、土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）に関する業務
 - ・液体廃棄物処理設備、固体廃棄物減容処理設備に係る機械設備の施設管理に関する業務
 - ・液体廃棄物処理設備、固体廃棄物減容処理設備に係る電気関係設備及び計測関係設備の施設管理に関する業務
 - ・廃棄物処理関係計算機の施設管理に関する業務
 - ・設備保全課所管設備の火災、溢水、自然現象に関する防護設計に関する業務
 - ・設備保全課所管設備の設計管理及び調達管理に関する業務

原子炉課長 (廃止)

【第1編】

- 原子炉施設のうち、原子炉関係機械設備の施設管理に関する業務
 - ・原子炉関係機械設備の火災、溢水、自然現象に関する防護設計に関する業務
 - ・原子炉関係機械設備の設計管理及び調達管理に関する業務
- ・原子炉関係機械設備の機能確認（第1編：第30条、第44条）
- ・制御棒と制御棒駆動機構の結合確認（第1編：第21条の2）
- ・原子炉関係機械設備からの漏えい等の確認（第1編：第32条、第42条、第43条）
- ・原子炉建屋原子炉室の負圧確認（第1編：第49条）

タービン課長 (廃止)

【第1編】

- 原子炉施設のうち、タービン関係機械設備の施設管理に関する業務
 - ・タービン関係機械設備の火災、溢水、自然現象に関する防護設計に関する業務
 - ・タービン関係機械設備の設計管理及び調達管理に関する業務

(組織改定後)

保守部

保守部長

【第1編および第2編】

- 保守管理課長，機械保守課長及び電気保守課長の所管する業務を統括

保守管理課長 (新設)

【第1編】

- 原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括に関する業務
 - ・計測制御設備のチャンネル校正（第1編：第27条、第27条の2）
 - ・制御棒と制御棒駆動機構の結合確認（第1編：第21条の2）
 - ・原子炉関係機械設備からの漏えい等の確認（第1編：第32条、第42条、第43条）
 - ・原子炉建屋原子炉室の負圧確認（第1編：第49条）
 - ・よう素用フィルタの総合除去効率確認（第1編：第51条、第56条）

機械保守課長 (新設)

【第1編】

- 原子炉施設のうち、機械設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）及び保全の結果の確認・評価に関する業務

機械保守課長、電気保守課長が実施する職務に合わせて記載を変更する。また、定期事業者検査のうち、その他検査全般に関する業務をプラント管理課長、原子炉課長、電気課長および計測課長から移管するが、「保全の総括」に含めると整理するため、保安に関する職務の記載は変更しない。

設備保全課長、原子炉課長、タービン課長、改良工事グループ長の業務のうち、「機械設備の保全の実施（設計調達課長が所管する設計管理及び調達管理に関する業務を除く。）及び保全の結果の確認・評価に関する業務」を所管する。

(組織改定前)

電気課長 (廃止)

【第1編】

○原子炉施設のうち、電気関係設備の施設管理に関する業務

- ・電気関係設備の火災、溢水、自然現象に関する防護設計に関する業務 → ※10(p.6～)
- ・電気関係設備の設計管理及び調達管理に関する業務 → ※11(p.6～)
- ・計測制御設備のチャンネル校正 (第1編:第27条、第27条の2) → ※14(p.7～)
- ・計測制御設備の論理回路機能確認 (第1編:第27条、第27条の2) → ※15(p.5～)
- ・設備の模擬信号による動作確認 (第1編:第39条、第39条の2、第42条、第43条、第52条、第53条、第59条) → ※16(p.5～)
- ・直流電源の機能確認 (第1編:第62条)

計測課長 (廃止)

【第1編】

○原子炉施設のうち、計測関係設備の施設管理に関する業務

- ・計測関係設備の火災、溢水、自然現象に関する防護設計に関する業務 → ※10(p.6～)
- ・計測関係設備の設計管理及び調達管理に関する業務 → ※11(p.6～)
- ・計測制御設備のチャンネル校正 (第1編:第27条、第27条の2) → ※17(p.7～)
- ・計測制御設備の論理回路機能確認 (第1編:第27条、第27条の2) → ※15(p.5～)
- ・平均出力領域モニタ等の校正 (第1編:第27条、第27条の2)
- ・原子炉冷却材漏えい率監視装置の点検 (第1編:第31条)

改良工事グループ長 (廃止)

【第1編】

○大型改良工事に関する業務

- ・大型改良工事 (機械設備) に関する業務 → ※18(p.7～)
- ・大型改良工事 (電気関係設備及び計測関係設備) に関する業務 → ※10(p.6～)
- ・大型改良工事 (新規制基準適合性に係る設備) の火災、溢水、自然現象に関する防護設計に関する業務 → ※10(p.6～)
- ・大型改良工事 (新規制基準適合性に係る設備) の設計管理及び調達管理に関する業務 → ※11(p.6～)

(組織改定後)

電気保修課長 (新設)

【第1編】

○原子炉施設のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施 (設計調達課長が所管する業務を除く。) 並びに保全の結果の確認・評価に関する業務

- ・平均出力領域モニタ等の校正 (第1編:第27条、第27条の2)
- ・原子炉冷却材漏えい率監視装置の点検 (第1編:第31条)
- ・放出管理用計測器のうち、モニタ類の管理 (第1編:第89条)
- ・放射線計測器類のうち、モニタリングポスト等の設備管理に関する業務 (第1編:第100条)

【第2編】

○放射線計測器類の管理 (放射線管理課長、廃棄物管理課長及び廃止措置工事課長が所管する業務を除く。) に関する業務

- ・放射線計測器類のうち、モニタリングポスト等の設備管理に関する業務 (第2編:第55条)

設備保全課長、電気課長、計測課長および改良工事グループ長の業務のうち、「電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施及び保全の結果の確認・評価に関する業務」を所管する。

モニタリングポスト等の設備管理を電気保修課長に移管する。
【第1編】では、当該業務は「電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施に関する業務」に含まれる。
【第2編】では、「放射線計測器類の管理 (放射線管理課長、廃棄物管理課長及び廃止措置工事課長が所管する業務を除く。) に関する業務」と記載する。

(組織改定前)

廃止措置部

廃止措置部長

【第1編】

- 廃止措置計画課長，廃止措置工事課長及び廃棄物管理課長の所管する業務を統括
- ・廃棄物管理課長の所管する業務の統括に関する業務 (第1編：第17条、第75条、第120条)

【第2編】

- 原子炉施設の廃止措置に係る計画及び管理に関する業務の統括責任者としての業務
- 廃止措置計画課長，廃止措置工事課長及び廃棄物管理課長の所管する業務を統括

廃止措置計画課長

【第2編】

- 原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務

廃止措置工事課長

【第2編】

- 原子炉施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務
- 原子炉施設の廃止措置に係る施設運用管理の総括に関する業務
- 原子炉施設の廃止措置に係る施設管理（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）に関する業務

廃棄物管理課長

【第1編および第2編 共通】

- 放射性固体廃棄物の管理に関する業務
- 原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務
 - ・原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務 (第1編：第14条/第2編：第43条)
 - ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者に対する保安教育 (第1編：第117条、第118条/第2編：第73条、第74条)
 - ・原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する当直業務 (第1編：第12条の2、第13条、第17条、第75条、第86条、第88条、第98条/第2編：第40条)

廃棄物管理課長の所管する業務の統括を
発電部長に移管する。

※19(p.3～)

部の再編(3P～)

・発電部 廃棄物管理課長

(組織改定後)

廃止措置部

廃止措置部長

【第1編】

- 廃止措置計画課長及び廃止措置工事課長の所管する業務を統括

【第2編】

- 原子炉施設の廃止措置に係る計画及び管理に関する業務の統括責任者としての業務
- 廃止措置計画課長及び廃止措置工事課長の所管する業務を統括

廃止措置計画課長

【第2編】

- 原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務

廃止措置工事課長

【第2編】

- 原子炉施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務
- 原子炉施設の廃止措置に係る施設運用管理の総括に関する業務
- 原子炉施設の廃止措置に係る施設管理（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）に関する業務

廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務を
運転管理課長および発電指令課長に移管する。

※20(p.3～)

※21(p.4～)

(組織改定前)

土木建築部

土木建築部長

【第1編および第2編】

○土木課長及び建築課長の所管する業務を統括

土木課長

【第1編および第2編】

○原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務

建築課長

【第1編および第2編】

○原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務

原子力研修センター

原子力研修センター所長

【第1編および第2編】

○所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務

総務部

総務部長

【第1編および第2編】

○経理課長の所管する業務を統括

経理課長

【第1編】

○調達に関する業務

【第2編】

○廃止措置に係る調達に関する業務

(組織改定後)

土木建築部

土木建築部長

【第1編および第2編】

○土木課長及び建築課長の所管する業務を統括

土木課長

【第1編および第2編】

○原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務

建築課長

【第1編および第2編】

○原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務

原子力研修センター

原子力研修センター所長

【第1編および第2編】

○所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務

総務部

総務部長

【第1編および第2編】

○経理課長の所管する業務を統括

経理課長

【第1編】

○調達に関する業務

【第2編】

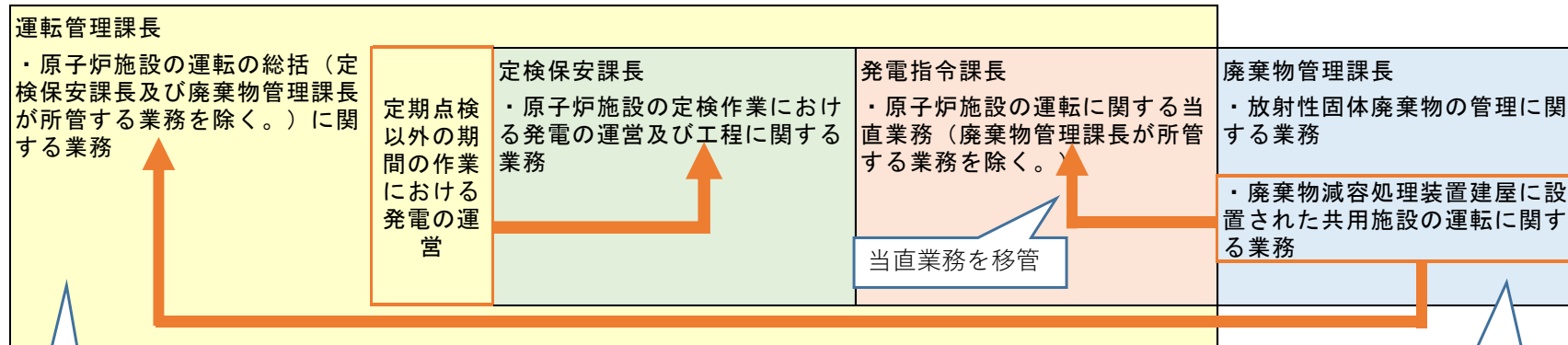
○廃止措置に係る調達に関する業務

運転管理の業務分掌

- ① 運転管理課長:原子炉施設の運転の総括(施設保安課長が所管する業務を除く。)及び化学管理に関する業務
…運転管理課長が所管する原子炉施設の運転の総括には、施設保安課長が行う「保全作業における発電の運営及び工程管理に関する業務」は含まれないため、施設保安課長が所管する業務を除く旨を記載。
…廃棄物管理課長より「原子炉施設のうち廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務」が移管されたことから、「廃棄物管理課長が所管する業務を除く。」を削除
- ② 施設保安課長:原子炉施設の保全作業における発電の運営及び工程管理に関する業務。
- ③ 発電指令課長:原子炉施設の運転に関する当直業務。
…廃棄物管理課長より「原子炉施設のうち廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務」のうち当直業務が移管されたことから、「廃棄物管理課長が所管する業務を除く。」を削除
- ④ 廃棄物管理課長:放射性固体廃棄物の管理,放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務
…「原子炉施設のうち廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務」のうち当直業務は発電指令課長へ,それ以外の業務について運転管理課長へ移管したことから、「原子炉施設のうち廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務」を削除

組織改定前

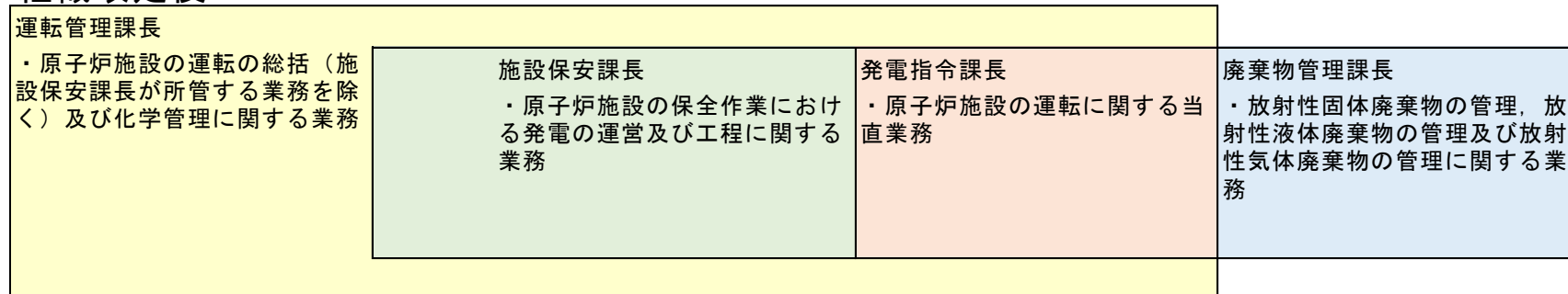
→ : 組織改定後移管する業務



プラント管理課長より、「化学管理に関する業務」移管

プラント管理課長より、「放射性液体廃棄物の管理に関する業務」「放射性気体廃棄物に関する業務」移管

組織改定後



施設管理の業務分掌

- ① 安全・系統管理課長：原子炉施設の施設管理の総括（保守管理課長が所管する業務を除く。）に関する業務【A】
…安全・系統管理課長が所管する施設管理の総括には、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括は含まれないため、保守管理課長が所管する業務を除く旨を記載。
- ② 保守管理課長：原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括に関する業務【B】
- ③ 機械保守課長：原子炉施設のうち、機械設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）及び保全の結果の確認・評価に関する業務【C】
…機械保守課長が所管する機械設備の保全の実施には、設計管理及び調達管理は含まれないため、設計調達課長が所管する業務を除く旨を記載。
- ④ 電気保守課長：原子炉施設のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務【D】
…電気保守課長が所管する電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施には、設計管理及び調達管理は含まれないため、設計調達課長が所管する業務を除く旨を記載。
- ⑤ 設計調達課長：原子炉施設の設計管理及び調達管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）【E】
…土木関係設備及び建築関係設備に係る設計管理及び調達管理は、それぞれ土木課長又は建築課長が行うため、土木課長及び建築課長が所管する業務を除く旨を記載。
- ⑥ 共通設計課長：火災、溢水、自然現象に関する防護設計及び高経年化技術評価の総括に関する業務【F】
- ⑦ 土木課長：原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務【G】
- ⑧ 建築課長：原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務【H】
- ⑨ デジタル技術課長：原子炉施設の計算機システムの施設管理（電気保守課長が所管する業務を除く。）に関する業務【I】

【A】施設管理の総括：保守管理課長		
【B】機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括：設備保全課長		
<p>【C】機械設備の保全の実施及び保全の結果の確認・評価：</p> <p>原子炉課長（原子炉関係機械設備） タービン課長（タービン関係機械設備） 設備保全課長 （液体廃棄物処理設備、固体廃棄物減容処理設備に係る機械設備） 改良工事G長（新規制基準適合性に係る機械設備）</p>	<p>【E】設計管理及び調達管理：</p> <p>保守管理課長 設備保全課長 原子炉課長 タービン課長 電気課長 計測課長 改良工事G長</p>	<p>【F】火災、溢水、自然現象に関する防護設計：</p> <p>保守管理課長 設備保全課長 原子炉課長 タービン課長 電気課長 計測課長 改良工事G長</p>
<p>【D】電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施並びに保全の結果の確認：</p> <p>電気課長（電気関係設備） 計測課長（計測関係設備） 設備保全課長（液体廃棄物処理設備、固体廃棄物減容処理設備に係る電気関係、計測関係設備） 改良工事G長（新規制基準適合性に係る電気関係、計測関係設備）</p> <p>【D】計測関係設備（計算機システム）： 設備保全課長（廃棄物処理関係計算機） 計測課長（プラントプロセス計算機） （緊急時対策支援システムへの1,2号データを除く伝送システム）</p>		<p>【F】高経年化技術評価の総括： 設備保全課長</p>
【G】土木関係設備の施設管理：土木課長		
【H】建築関係設備の施設管理：建築課長		
【I】計算機システムの施設管理（設備保全課長及び計測課長が所管する業務を除く。）： システム管理G長（緊急時対策支援システムへの1,2号データ伝送システム）		

施設管理業務に係る各課長の業務分掌イメージ（組織改正前）

【A】施設管理の総括：安全・系統管理課長（①）		
【B】機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括： 保守管理課長（②）		
【C】機械設備の保全の実施及び保全の結果の確認・評価： 機械保守課長（③） （機械設備）	【E】設計管理及び 調達管理： 設計調達課長（⑤）	【F】火災、溢水、自然 現象に関する 防護設計： 共通設計課長（⑥） 【F】高経年化技術評価の 総括： 共通設計課長（⑥）
【D】電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施並びに 保全の結果の確認： 電気保守課長（④） （電気関係設備） （計測関係設備） 【D】計測関係設備（計算機システム）： 電気保守課長（④） （廃棄物処理関係計算機） （プラントプロセス計算機） （緊急時対策支援システムへの1,2号データを除く伝送システム）		
【G】土木関係設備の施設管理：土木課長（⑦）		
【H】建築関係設備の施設管理：建築課長（⑧）		
【I】計算機システムの施設管理（電気保守課長が所管する業務を除く。）： デジタル技術課長（⑨） （緊急時対策支援システムへの1,2号データ伝送システム）		

施設管理業務に係る各課長の業務分掌イメージ（組織改正後）

保安規定第106条(施設管理)の担当部署整理表

<p>新組織における業務所掌の基本的考え方</p> <p>① 構成管理(設計要件—物理構成) ・安全・系統管理課 施設管理の総括を行う。また、系統パフォーマンスの監視・評価結果を踏まえ、リスク情報※1を加味して保全計画の骨格(保全の対象範囲、重要度、保全方式)を決定するとともに、長期的な保全計画の策定(点検の時期や改造工事の時期含む)を集約し、長期の設備信頼性の向上を図る。</p> <p>※1 リスク評価にかかる機能をこの課へ移管</p> <p>② 構成管理(設計要件—施設構成情報) ・設計調達課 設備の設計および調達を行う。設計管理プロセスに従って、設備の設計および工事の計画を行う。調達については設計管理プロセスに関連する調達のほか、保全計画全般に基づく定期的な点検の調達も行う。また、施設構成情報(設計図書)の管理を行う。</p> <p>・共通設計課 自然現象・火災といった共通設計に係る設備の設計、設計レビューの実施、共通設計に係る施設構成情報(設計図書)の管理、並びに、高経年化技術評価の取り組みを行う。</p> <p>③ 構成管理(施設構成情報—物理構成) ・保守管理課 現場保守業務のとりまとめ。安全・系統管理課にて決定された保全計画の骨格に基づき、点検方法(非破壊検査・目視点検)を定めるとともに、点検結果等に基づいた保全の有効性評価を行う※2。</p> <p>※2 機械保守課・電気保守課が報告する点検手入力前データに基づいた保全の有効性評価による点検周期の変更含む。</p> <p>・機械保守課・電気保守課 上記課にて計画、調達された現場業務(作業要領の策定、現場作業の管理、作業結果の報告)を行う</p>				
--	--	--	--	--

	現	新	備考	保安規定第1編第5条との整合
1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標			(基本的考え方) 安全・系統管理課が施設管理の総括を行う	
(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき 施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6. 3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	保守管理課	安全・系統管理課	施設管理の全般機能のため、実務を安全・系統管理課へ 現: 保守管理課(実務)→発電所長 新: 安全・系統管理課(実務)→発電所長 「1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標」の実務上の取り組みを行う安全・系統管理課長の職務について、「施設管理の総括に関する業務」と記載する。	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
2. 保全プログラムの策定				
組織は、1. の施設管理目標を達成するため、3. の保全対象範囲の策定から10. の保全の有効性評価からなる保全プログラムを策定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6. 3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	—	—	—	—
3. 保全対象範囲の策定			(基本的考え方) 安全・系統管理課はリスク情報(リスク評価にかかる機能を安全・系統管理課へ移管)を加味して保全計画の骨格(保全の対象範囲、重要度、保全方式)を決定する。	
組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・系統管理課 ② 土木課 建築課	基本的考え方に基づき、保全の対象範囲にかかる総括部署を 設備保全課→安全・系統管理課 現: 各課→設備保全課→各課長承認 新: 起案箇所作成・審査→安全・系統管理課承認 土木課、建築課作成→安全・系統管理課審査 →土木課、建築課承認 →新所掌に基づき、安全・系統管理課は審査による関与 土木課長・建築課長の承認は、当該課長の施設管理に関する職務で読む。「4. 施設管理の重要度の設定」も同じ。	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
4. 施設管理の重要度の設定				
組織は、3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。	—	—	(基本的考え方) 安全・系統管理課はリスク情報(リスク評価にかかる機能を安全・系統管理課へ移管)を加味して保全計画の骨格(保全の対象範囲、重要度、保全方式)を決定する。	—
(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「重要度分類指針」の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。	品質保証G	安全・系統管理課	基本的考え方に基づき、重要度にかかる総括部署を品質保証G→安全・系統管理課(リスク情報活用の機能を安全・系統管理課へ移管) 現: 品質保証G作成→発電所長承認 新: 安全・系統管理課作成→安全・系統管理課承認、発電所長承認	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・系統管理課 ② 土木課 建築課	基本的考え方に基づき、重要度にかかる総括部署を 保全重要度: 設備保全課→安全・系統管理課 現: 各課→設備保全課→各課長承認 新: 安全・系統管理課作成・承認 土木課、建築課作成→安全・系統管理課審査 →土木課、建築課承認 →新所掌に基づき、安全・系統管理課は審査による関与	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・系統管理課 ② 土木課 建築課	同上	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「重要度分類指針」の重要度等を組み合わせて設定する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 設計調達課 ② 土木課 建築課	安全・系統管理課の設定する重要度などを組み合わせて、設計部署となる設計調達課が設計管理プロセスにおいて設定する。	設計調達課長:「原子炉施設の設計管理及び調達管理」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。	—	—	—	—
5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視			(基本的考え方) 安全・系統管理課は施設管理の総括を行うことに基づき、施設管理目標を設定する実務を行う。	
(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。	設備保全課	安全・系統管理課	系統指標評価に関する内容であるため、安全・系統管理課で設定する 現: 設備保全課内承認 新: 安全・系統管理課内承認	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。	—	—	—	—
(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。	設備保全課	安全・系統管理課	5(1)に同じ	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
a. プラントレベルの保全活動管理指標	設備保全課	安全・系統管理課	5(1)に同じ	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
b. 系統レベルの保全活動管理指標	—	—	—	—
(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。	設備保全課	安全・系統管理課	5(1)に同じ	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。	設備保全課	安全・系統管理課	5(1)に同じ	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務

6. 保全計画の策定			(基本的考え方) ・安全・システム管理課 リスク情報(リスク評価にかかる機能をこの課へ移管)を加味して保全計画の骨格を決定する(保全の対象範囲、重要度、保全方式)とともに、長期的な保全計画の策定(点検の時期や改造工事の時期含む)を集約し、長期の設備信頼性の向上を図る。 ・保守管理課 安全・システム管理課にて決定された保全計画の骨格に基づき、点検方法(非破壊検査・目視点検等)を定める。 ・設計調達課 設備の設計および調達を行う。設計管理プロセスに従って、設備の設計および工事の計画を行う。	
(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを定める。	—	—	—	—
a. 点検計画(6. 1参照)	—	—	—	—
b. 設計及び工事の計画(6. 2参照)	—	—	—	—
c. 特別な保全計画(6. 3参照)	—	—	—	—
(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。	—	—	—	—
(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。	原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	安全・システム管理課	保全計画のうち、「保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認」の業務について、安全・システム管理課はリスク情報(リスク評価にかかる機能を安全・システム管理課へ移管)を踏まえて策定する	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
6. 1 点検計画の策定				
(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・システム管理課(点検計画策定のうち保全方式、実施時期の策定) ② 保守管理課(点検計画策定のうち点検方法、実施頻度の設定) ③ 土木課 建築課	基本的考え方に基づき、保全計画の骨子(保全方式)および実施時期に関わる業務を安全・システム管理課が担い、具体的な点検方法、実施頻度に関しては保守管理課が担う。	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 保守管理課長:「原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・システム管理課 ② 土木課 建築課	基本的考え方に基づき、保全方式の決定は安全・システム管理課が担う。	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。	—	—	—	—
a. 時間基準保全	—	—	—	—
点検を実施する時期までに、次の事項を定める。	—	—	—	—
i) 点検の具体的方法	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 保守管理課 ② 土木課 建築課	基本的考え方に基づき、点検の具体的な方法・実施頻度は保守管理課が担う 現状は設備保全課編成→保守管理課 現・各課→設備保全課審査→各課長承認 新・保守管理課作成・承認→各課へ展開 土木課、建築課作成→保守管理課審査 →土木課、建築課承認 →新所掌に基づき、保守管理課は審査による関与	保守管理課長:「原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 保守管理課 ② 土木課 建築課	同上	保守管理課長:「原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
iii) 実施頻度	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 保守管理課 ② 土木課 建築課	同上	保守管理課長:「原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
iv) 実施時期	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・システム管理課 ② 土木課 建築課	基本的考え方に基づき、実施頻度を超えない範囲での実施時期の設定に関わる業務を安全・システム管理課が担う。	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
b. 状態基準保全	—	—	—	—
①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。	原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G 土木課 建築課	安全・システム管理課	・系統トレンドに応じた状態監視をいかにするか決定することを踏まえて安全・システム管理課	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。	原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G 土木課 建築課	安全・システム管理課	・系統トレンドに応じた状態監視をいかにするか決定することを踏まえて安全・システム管理課	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。	運転管理課	安全・システム管理課	・系統トレンドに応じた状態監視をいかにするか決定することを踏まえて安全・システム管理課	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
c. 事後保全	原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G 土木課 建築課	安全・システム管理課	基本的考え方に基づき、保全方式の決定に関わる業務を安全・システム管理課が担う。	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・システム管理課 ② 保守管理課 ③ 土木課 建築課	・定期事業者検査実施箇所 安全・システム管理課:機能検査 保守管理課:その他検査全般	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 保守管理課長:「原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務

6. 2 設計及び工事の計画の策定				
(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの可否について確認を行い、その結果を記録する。	① 保守管理課 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・システム管理課(設計及び工事の計画のうち長期保全計画の策定) 設計調達課(共通設計課)(上記以外の設計及び工事の計画) ② 土木課 建築課	基本的考え方に基づき、長期的な保全計画の策定(点検の時期や改造工事の時期含む)を安全・システム管理課に集約し、長期の設備信頼性の向上を図る役割を担う。 また、設計調達課は設計管理プロセスに従って、設備の設計および工事の計画を策定し、法令に基づく必要な手続きの可否を確認する。	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 設計調達課長:「原子炉施設の設計管理及び調達管理」に関する業務 共通設計課長:「火災、洪水、自然現象に関する防護設計」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。	① 保守管理課 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 設計調達課 ② 土木課 建築課	設計調達課は設計管理プロセスに従って、設備の設計および工事の計画を行う。	設計調達課長:「原子炉施設の設計管理及び調達管理」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(3) 組織は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。	① 保守管理課 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 設計調達課 ② 土木課 建築課	(使用前事業者検査の計画) 設計調達課は設計管理プロセスに従って、設備の設計および工事の計画を行う。	設計調達課長:「原子炉施設の設計管理及び調達管理」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
6. 3 特別な保全計画の策定				
(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・システム管理課(特別な保全計画のうち保全方式、実施時期の策定) 保守管理課(特別な保全計画のうち点検方法、実施頻度の設定) ② 土木課 建築課	基本的考え方に基づき、保全計画の骨子(保全方式(保管対策の実施検討含む))および実施時期に関わる業務を安全・システム管理課が担い、長期停止時に機能要求がある設備に対する具体的な点検方法、実施頻度に関しては保守管理課が担う。	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 保守管理課長:「原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。	—	—	—	—
a. 点検の具体的方法	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 保守管理課 ② 土木課 建築課	基本的考え方に基づき、点検の具体的な方法・実施頻度は保守管理課が担う 現状は設備保全課→保守管理課 現・各課→設備保全課→各課長承認 新・保守管理課作成→承認→各課へ展開 土木課、建築課作成→保守管理課審査 →土木課、建築課承認 →新所掌に基づき、保守管理課は審査による関与	保守管理課長:「原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 保守管理課 ② 土木課 建築課	同上	保守管理課長:「原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
c. 点検の実施時期	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・システム管理課 ② 土木課 建築課	基本的考え方に基づき、実施時期に関わる業務を安全・システム管理課が担う。	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
7. 保全の実施	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 機械保修課(①から機械設備を集約) 電気保修課(①から電気、計測関係設備を集約) ② 土木課 建築課	—	機械保修課長:「原子炉施設のうち、機械設備の保全の実施」に関する業務 電気保修課長:「原子炉施設のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
8. 保全の結果の確認・評価				
(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構造物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・システム管理課(系統機能にかかる確認・評価) 機械保修課(個別設備にかかる確認・評価) 電気保修課(個別設備にかかる確認・評価) ② 土木課 建築課	—	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 機械保修課長:「原子炉施設のうち、保全の結果の確認・評価」に関する業務 電気保修課長:「原子炉施設のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の結果の確認・評価」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮している状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・システム管理課(定期事業者検査のうち機能検査) 保守管理課(その他定期事業者検査) 設計調達課(使用前事業者検査) ② 土木課 建築課	—	安全・システム管理課長:「第5条第4項(33)」 保守管理課長:「第5条第4項(33)」 設計調達課長:「第5条第4項(33)」 土木課長:「第5条第4項(33)」 建築課長:「第5条第4項(33)」
(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 安全・システム管理課(系統機能にかかる確認・評価) 機械保修課(個別設備にかかる確認・評価) 電気保修課(個別設備にかかる確認・評価) ② 土木課 建築課	—	安全・システム管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 機械保修課長:「原子炉施設のうち、保全の結果の確認・評価」に関する業務 電気保修課長:「原子炉施設のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の結果の確認・評価」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置				
(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。	—	—	—	—
a. 保全を実施した構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮していることを確認・評価できない場合	各課(不適合内容により責任所掌に基づく)	各課(不適合内容により責任所掌に基づく)	—	—
b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合	各課(不適合内容により責任所掌に基づく)	各課(不適合内容により責任所掌に基づく)	—	—
(2) 組織は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。	各課(運転経験等の内容により責任所掌に基づく)	各課(運転経験等の内容により責任所掌に基づく)	—	—
(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。	—	—	—	—

10. 保全の有効性評価				
組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。	—	—	—	—
(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。	設備保全課	保守管理課	<ul style="list-style-type: none"> 基本的考え方に基づき、保守管理課が点検結果に基づいた保全の有効性評価を行う。 点検手入力前データによる評価 現場保守課→保守管理課(承認) (実施頻度の大幅な変更等)設計検計が必要な評価 保守管理課→設計調達課(審査)→保守管理課(承認) 	保守管理課長:「原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括」に関する業務
(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① (保全方式) 安全・系統管理課 (点検間隔-実施頻度) 保守管理課 ② 土木課 建築課	基本的考え方に基づき、保全計画の骨子(保全方式)および実施時期に関わる業務を安全・系統管理課が担い、具体的な点検方法、実施頻度に関しては保守管理課が担う。	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 保守管理課長:「原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	(2)と同じ	—	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 保守管理課長:「原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
11. 施設管理の有効性評価				
(1) 組織は、10.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。	保守管理課	安全・系統管理課	安全・系統管理課が施設管理の総括を行う。 旧:保守管理課作成→発電所長承認 新:安全・系統管理課作成→発電所長承認	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。	保守管理課	安全・系統管理課	安全・系統管理課が施設管理の総括を行う。	安全・系統管理課長:「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務
12. 構成管理				
組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。				
a. 設計要件(第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第106条の2の設計に対する要求事項をいう。)	原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G 土木課 建築課	安全・系統管理課	系統要件:安全・系統管理課	—
b. 施設構成情報(第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。)	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 設計調達課 共通設計課 ② 土木課 建築課	—	—
c. 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 機械保守課(①から機械設備を集約) 電気保守課(①から電気、計測関係設備を集約) ② 土木課 建築課	現場設備管理:現場課	—
13. 情報共有				
組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	原子力部	原子力部	—	—
第106条の2				
組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。	原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G 土木課 建築課	設計調達課 共通設計課	<ul style="list-style-type: none"> 設計調達課 設備の設計および調達を行う。設計管理プロセスに従って、設備の設計および工事の計画を行う。 共通設計課 自然現象・火災といった共通設計に係る設備の設計、設計レビューの実施を行う。 	設計調達課長:「原子炉施設の設計管理及び調達管理」に関する業務 共通設計課長:「火災、溢水、自然現象に関する防護設計」に関する業務
2 組織は、前項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「技術基準規則」の規定及び原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項	原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G 土木課 建築課	設計調達課 共通設計課	<ul style="list-style-type: none"> 設計調達課 設備の設計および調達を行う。設計管理プロセスに従って、設備の設計および工事の計画を行う。 共通設計課 自然現象・火災といった共通設計に係る設備の設計、設計レビューの実施を行う。 	設計調達課長:「原子炉施設の設計管理及び調達管理」に関する業務 共通設計課長:「火災、溢水、自然現象に関する防護設計」に関する業務
3 本案における設計には、第106条の3に定める作業管理及び第106条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G 土木課 建築課	設計調達課 共通設計課	<ul style="list-style-type: none"> 設計調達課 設備の設計および調達を行う。設計管理プロセスに従って、設備の設計および工事の計画を行う。 共通設計課 自然現象・火災といった共通設計に係る設備の設計、設計レビューの実施を行う。 	設計調達課長:「原子炉施設の設計管理及び調達管理」に関する業務 共通設計課長:「火災、溢水、自然現象に関する防護設計」に関する業務
第106条の3				
組織は、第106条の2の設計管理の結果に従い工事を実施する。	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課	① 機械保守課(①から機械設備を集約) 電気保守課(①から電気、計測関係設備を集約) ② 土木課 建築課	<ul style="list-style-type: none"> 機械保守課・電気保守課 計画、調達された現場業務を行う 	機械保守課長:「原子炉施設のうち、機械設備の保全の実施」に関する業務 電気保守課長:「原子炉施設のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
2 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第7章に基づく放射線管理	① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課 ③ 定検保安課(1)(2)(4)	① 機械保守課(①から機械設備を集約) 電気保守課(①から電気、計測関係設備を集約) ② 土木課 建築課 ③ 施設保安課(1)(2)(4)	<ul style="list-style-type: none"> 機械保守課・電気保守課 計画、調達された現場業務を行う 	機械保守課長:「原子炉施設のうち、機械設備の保全の実施」に関する業務 電気保守課長:「原子炉施設のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
3 組織は、原子炉施設の状況を定期的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。	① 発電部 ② 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ③ 土木課 建築課	① 発電部 ② 機械保守課(②から機械設備を集約) 電気保守課(②から電気、計測関係設備を集約) ③ 土木課 建築課	<ul style="list-style-type: none"> 機械保守課・電気保守課 計画、調達された現場業務を行う 	機械保守課長:「原子炉施設のうち、機械設備の保全の実施」に関する業務 電気保守課長:「原子炉施設のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施」に関する業務 土木課長:「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長:「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務

<p>第106条の4</p> <p>(使用前事業者検査の実施)</p>	<p>① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 改良工事G ② 土木課 建築課</p>	<p>① 設計調達課 ② 土木課 建築課</p>	<p>—</p>	<p>設計調達課長:「第5条第4項(33)」 土木課長:「第5条第4項(33)」 建築課長:「第5条第4項(33)」</p>
<p>第106条の5</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p>	<p>① 原子炉課 タービン課 電気課 計測課 設備保全課 ② 土木課 建築課</p>	<p>① (機能検査) 安全・系統管理課 (その他検査全般) 保管理課 ② 土木課 建築課</p>	<p>定期事業者検査実施箇所 安全・系統管理課:機能検査 保管理課:その他検査全般</p>	<p>安全系統管理課長:「第5条第4項(33)」 保管理課長:「第5条第4項(33)」 土木課長:「第5条第4項(33)」 建築課長:「第5条第4項(33)」</p>
<p>第106条の6(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p>				
<p>所長は、3号炉に関し、「重要度分類指針」におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物※1(以下、本条において「機器及び構造物」という。)について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、或いはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。 (1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定※2</p>	<p>設備保全課</p>	<p>共通設計課</p>	<p>共通設計課:原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価に関わる業務</p>	<p>共通設計課長:「高経年化技術評価の総括」に関する業務</p>
<p>2 所長は、4号炉及び5号炉に関し、機器及び構造物について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)及び(2)の事項を実施する。</p>	<p>設備保全課</p>	<p>共通設計課</p>	<p>共通設計課:原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価に関わる業務</p>	<p>共通設計課長:「高経年化技術評価の総括」に関する業務</p>
<p>3 原子力部長は、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請※3をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)及び(2)の事項を実施する。</p>	<p>原子力部</p>	<p>原子力部</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>4 原子力部長は、機器及び構造物について、各号炉毎、認可※4を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)及び(2)の事項を実施する。</p>	<p>原子力部</p>	<p>原子力部</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>5 3号炉の長期施設管理方針は、添付-4に示すものとする。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>